

介護専用型ケアハウス あかね記念

重要事項説明書

(令和7年10月)

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者の概要
2. ご利用施設の概要
3. 施設の目的
4. 当施設の理念
5. 当施設の運営方針
6. ご利用施設に併せて実施する事業
7. 居室及び設備の概要
8. 職員の配置状況と職務内容
9. 職員の勤務時間等
10. 当施設が提供するサービスの概要
11. 施設利用にかかる費用の支払いについて
12. 衛生管理について
13. 協力医療機関
14. 第三者評価実施
15. 事故発生時の対応について
16. 損害賠償について
17. 看取り介護について
18. ご家族の協力体制について(緊急時を除く)
19. 苦情等受付について
20. 施設の利用にあたり留意いただく事項
21. 非常災害時の対策
22. 退去時の支援等
23. 介護認定の結果、要支援となった場合の契約終了時の取扱い
24. 個人情報の取り扱いについて

(別紙)介護専用型ケアハウスあかね記念 入居者徴収額表

介護専用型ケアハウスあかね記念のサービス利用にあたり、当該施設が説明すべき事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 : 社会福祉法人暁会
- (2) 法人所在地 : 山口県下関市大字小野 64 番地-1
- (3) 電話番号 : 083-256-5336
- (4) FAX番号 : 083-256-5025
- (5) 代表者氏名 : 理事長 吉水 千賀子
- (6) 設立年月日 : 平成8年 1月1日

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の名称 : 介護専用型ケアハウスあかね記念
- (2) 施設の種類 : 軽費老人ホーム（ケアハウス）
特定施設入居者生活介護事業所
- (3) 施設の所在地 : 東京都江東区大島七丁目38番15号
（『メディカルケアタウン東大島』北棟3・4階）
- (4) 電話番号 : 03-5875-5386
- (5) FAX番号 : 03-5875-5202（特養兼用）
- (6) 管理者職氏名 : 長尾 朋絵
- (7) 開設年月日 : 令和7年 4月1日
- (8) 入居定員 : 32名
- (9) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート造地上4階建て（一部6階建て）
耐火構造
延べ床面積 1718.87m²（当該施設部分）

3. 施設の目的

本施設は、関係諸法令の定めるところにより、概ね60歳以上で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方に対し、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上およびその他の日常生活上必要な便宜を提供することによって、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。

また、指定居宅介護サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業所として、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うこと

により、要介護状態となった場合でも、当該特定施設入居者生活介護の入居者が当該特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう支援することを目的とする。

4. 当施設の理念

当施設は、入居者にとって生活の拠点であり「住まい」であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住環境を提供し、入居者が要介護状態にあっても、入居者の自主性の尊重を基本とし、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の便宜を供与し、入居者が健康で明るく、そしてご自身の望む暮らしが行えるよう配慮したサービスを提供する。

5. 当施設の運営方針

- ・入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ・健康でいきいきと暮らせるよう健康管理に気を配り、医療機関をはじめとする医療保健福祉サービスとの連携調整を行う。
- ・入居者それぞれの生活習慣を理解し、望む暮らしが行えるようサービスの提供を行うとともに地域や家庭との結び付きを大切にし、開かれた施設を目指す。
- ・特定施設サービス計画に基づき、各専門職が協働して入居者の要介護状態の改善に努める。

6. ご利用施設にて併せて実施する事業

事業所の名称	事業の種類	開設年月日	運営法人
特別養護老人ホーム あかつき苑	介護老人福祉施設 ユニット型短期入所生活介護事業	平成26年 4月1日	社会福祉法人 暁会
都市型軽費老人ホーム あかつき苑	軽費老人ホーム	平成26年 4月1日	社会福祉法人 暁会
介護専用型 ケアハウスあかね記念	軽費老人ホーム	令和7年 4月1日	社会福祉法人 暁会
あかね記念クリニック	診療所（無床）	令和7年 4月1日	社会福祉法人 暁会
あかね記念 デイケアセンター	通所リハビリ テーション	令和7年 4月1日	社会福祉法人 暁会
地域交流サロン 東大島	地域交流施設	平成26年 4月1日	社会福祉法人 暁会

健康増進スペース あかつき	健康増進施設	平成26年 4月1日	社会福祉法人 暁会
------------------	--------	---------------	--------------

7. 居室及び設備の概要

当施設は、以下の居室及び設備を備えております。

(1) 居室

居室の種類	室 数	総 面 積	1人あたり有効面積の平均
ユニット型個室 (トイレ設備 有り)	24	479.16 m ²	16.97 m ²
ユニット型個室 (トイレ設備 無し)	8	135.72 m ²	16.97 m ²

居室内の設備 : 電動ベッド 寝具 ナースコール 収納タンス クローゼット洗面台 エアコン

(2) 主な設備

設備の種類	数	総 面 積	特色 その他
共同生活室	4	124.04 m ² (1室 31.01 m ²)	1室定員8名 (キッチンを併設)
浴室 (家庭浴槽)	4	33.70 m ² (1室 8.85 m ²)	個浴用 各ユニットに配置
浴室 (機械浴槽)	2	100.92 m ² (1室 50.46 m ²)	併設事業所と兼用
共用トイレ	8	37.48 m ² (1室 4.68 m ²)	各階に4カ所 車いすの方でも使いやすい設備
医務室	1	8.92 m ²	北棟4階
談話スペース	4	40.76 m ² (1室 10.19 m ²)	ユニットの枠を超えて入居者が相互交流できる場
共用設備		介護職員室 相談室 介護材料室 汚物処理室 屋上庭園	

8. 職員の配置状況と職務内容

当施設は、以下の通り職員を配置し職務に従事させております。

職種	職員数	職務内容
施設長	1名	施設の運営全般を管理し、所属職員の指揮監督をします。
生活相談員	1名	入居者の日常生活全般の相談や助言、家族との連絡調整等の業務、入退居に関する事務に従事します。
介護職員 (常勤換算方法による)	11名以上	入居者の日常生活上の援助や環境衛生管理業務等に従事します。
看護職員	2名以上	入居者の健康管理、オンコール体制等に従事します。
機能訓練 指導員 (兼務)	1名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に従事します。
計画作成 担当者	1名	特定施設サービス計画の作成及びケアマネジメントに従事します。

なお、給食業務は給食委託業者が当施設厨房にて調理を行います。

9. 職員の勤務時間等

当施設の職員の勤務時間等は下記の通りです。

職種	勤務時間	休日など
施設長	8：30～17：30	月9日休み
生活相談員	8：30～17：30	同上
介護職員	7：00～16：00 8：30～17：30 13：00～22：00 22：00～7：00	同上
看護職員	8：30～17：30	同上
機能訓練 指導員	8：30～17：30	同上
計画作成 担当者	8：30～17：30	同上

10. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

当施設が、あなたに提供するサービスと自己負担額は以下の通りです。

(1) 介護保険給付によるサービス

介護サービスの内容は、以下の通りです。利用料は別紙をご確認ください。

① 基本サービスの内容

サービスの種類	サービス内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の状態に合わせ、食事のお手伝いをいたします。 ・食事時間 朝食 7:30 ~ 9:00 昼食 11:30 ~ 13:00 おやつ 15:00 ~ 15:50 夕食 17:30 ~ 19:00 <p>※入居者の生活習慣によって個別に対応させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事場所 共同生活室（希望により自室も可） <p>※健康状態等によっては、居室での提供となる場合もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者の希望や嚥下状態に応じて下記の食種を用意します。 <p>主食：米飯、粥、ミキサー粥、粥ソフト 副食：常菜、キザミ、ミキサー、ソフト食 毎週2回、朝食時の主食はパンとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「選択メニュー」や「選択おやつ」を定期的に提供いたします。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の習慣や好みに配慮しつつ、身体機能に応じた入浴設備を用いて安全に入浴いただきます。 ・入浴回数 介助の必要な方 週2回以上 介助の必要がない方 2日に1回の入浴機会あり ・入浴日 月～日曜日のうち2日以上 ・入浴設備 家庭浴槽（個浴） 機械浴槽（シャワーベット、併設施設共用） ・体調不良等で入浴できない方は、清拭を行います。
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援の観点から、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄介助を行います。
離 床	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止の為、毎日離床のお手伝いをします。
着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・習慣により、毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整 容	<ul style="list-style-type: none"> ・身だしなみのお手伝いをします。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・理学・作業療法士の指導の下、生活領域に準ずる運動を提供します。
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内を清潔に保つ為のお手伝いをします。
シーツ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・週に1回及び汚染時に交換いたします。
洗 灌	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて衣類の洗濯を行います。但し、品物によってはご家族にお願いする場合もございます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設の看護職員により、協力医療機関と24時間体制にて連携をとり、健康管理に努めます。お体の事でご心配の時は、いつでもお申し付けください。 ・年に2回健康診断の機会を提供します。 ・医療機関へ受診する際、お体の状況によってはご家族に医療機関へ同行して頂く場合もあります。

	<ul style="list-style-type: none"> 入居者、ご家族がご希望される病院への受診は、原則家族様による送迎・付き添いをお願いしております。
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> 当施設看護職員により、医療機関からの処方薬を管理しております。 看護職員指示のもと介護職員が、服用介助等の対応をいたします。
介護相談	<ul style="list-style-type: none"> 入居者及びご家族からのご相談に応じます。

(2) 介護保険給付外サービス【自費負担について】

サービス種類	内 容	自己負担額								
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士が、栄養バランスを考え用意した献立のもと、食事の提供を行います。 アレルギーや病院等から食事制限を受けている方は、入居時に必ずお申出下さい。 食事を提供する上で必要となる食材料費として、実費をご負担頂きます。 季節や風習を取り入れるなどした特別な献立のもと、行事食として食事を提供しております。 	<p>(1食あたり)</p> <table> <tr> <td>朝 食</td> <td>1 8 0 円</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>2 2 0 円</td> </tr> <tr> <td>おやつ</td> <td>5 0 円</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>2 1 0 円</td> </tr> </table> <p>・行事食の提供にかかる費用をご負担頂きます。(実費)</p>	朝 食	1 8 0 円	昼 食	2 2 0 円	おやつ	5 0 円	夕 食	2 1 0 円
朝 食	1 8 0 円									
昼 食	2 2 0 円									
おやつ	5 0 円									
夕 食	2 1 0 円									
居住費	<ul style="list-style-type: none"> 環境整備などを行い、快適な生活空間の提供に努めています。 室内に購入されたテレビなどの電化製品を備え付けることが可能です。 退居時に、床や壁紙、備付け設備の破損がありましたら、原状回復を目的に修理等に係る費用をご負担頂く場合があります。 	<p>(月 5 0 , 0 0 0 円)</p> <p>別途光熱費がかかります。</p> <p>業者による所定の費用をご負担いただきます。</p>								
行 事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、季節に応じた行事を用意しております。参加は任意です。 	行事の内容によっては自己負担を頂くものがあります。								
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> 日々の生活の中で、職員が企画したレクリエーションを実施しております。参加されるか否かは任意です。 	内容によっては、例えば材料費などの実費をご負担いただぐ場合があります。								
クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、クラブ活動を用意しております。参加されるか否かは任意です。 入居者の発案による活動も隨時取り入れていきます。 	<p>(例) 絵手紙教室</p> <p>・はがき代1枚1 0 0 円をご負担いただきます。</p>								
日常生活品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の希望があれば、歯ブラシやティッシュ等日用品の他、お菓子や果物等の飲食物の購入代行をさせていただきます。 	左記のような日常生活に必要な品物などは、ご家族にて購入、持参して頂きますが、住ま								

	す。なお、購入品が高額となる場合には、あらかじめご家族にご相談させていただきます。	いが遠方などの理由から代行購入を希望される場合、係る費用の実費をご負担いただきます。
金銭管理サービス	・銀行通帳、実印、健康保険資格確認書などの保管サービスの他、他事業者への支払等代行サービスを行います。	別途契約の規定による。 管理及び代行手数料として、月額500円

- * 上記に記載の無い特別な行事やレクリエーション・クラブ活動に係る費用については、実費もしくは一部をご負担いただく場合もございます。
- * 紙オムツ、パットなどの衛生用品につきましても同様となります。
- * 医療について、健康管理や療養指導など協力医療機関と連携を取り対応しておりますが、治療が必要な場合には医療機関による往診や入通院の対応をし、医療保険適用により別途自己負担をしていただく事になります。

(3) 他事業所委託サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
歯科診療	・歯科診療及び治療を希望される方は、歯科医師の往診により、対応しております。	医療保険適用による実費分をご負担いただきます。
理美容	・理美容の機会を、週1回ご用意しておりますので、ご活用ください。 ・毛染めやパーマ等も対応しております。	理美容業者の定める料金に応じて、ご負担頂きます。

11. 施設利用にかかる費用の支払いについて

施設利用にかかる費用の支払いについては下記のとおりです。

(1) 月額利用料

月額利用料 の内容	1. サービスの提供に要する費用（事務費） 2. 生活費（食事の提供に要する費用） 3. 居住に要する費用（管理費） 4. 水道光熱費（居室の電気、水道料） 5. 介護サービス費（介護の費用、1割負担） ※所得により2・3割負担
月額利用料 の決定	・サービスの提供に要する費用は前年の収入から医療費などの必要経費を除いた額（対象収入）により決定します。 ・サービスの提供に要する費用（事務費）は前年の収入により減免されます。詳しくは、別表「入居者徴収額表」をご確認ください。 ・介護サービス費は、要介護認定の状況によりご負担いただきます。

その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入居一時金は不要です。 ・趣味教養活動にかかる費用は実費をご負担頂きます。 ・行事レクリエーション活動に参加された場合、実費分をご負担いただく場合があります。 ・毎年11月から翌3月までの間、冬季加算として月額2,130円を加算いたします。 ・預り金管理費用として月500円を加算いたします。
欠食時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・外出などの理由により食事が不要の場合、3日前までにお申し出があれば、食材料費相当額を控除いたします。(P6 参照) ・入院や検査など急な事情により食事提供が不要となった場合、食材料の発注の関係から、3日後より食事代を控除いたします。
入院時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・入院の場合、水道光熱費に関しては日割で請求いたします。 ・入院日から4日目以降は、原材料費相当額を生活費から控除します。 ・入院日が事前に分かっている場合の欠食については「欠食時の取扱い」を準用します。 ・介護サービス費は、入院日までご負担いただき、退院前日まで費用はかかりません。 ・それ以外の利用料について、契約終了まで請求いたします。
月途中での入退居	<ul style="list-style-type: none"> ・月途中における入退居時の利用料についてはサービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用、水道光熱費ともに当該月の居住日数に応じた額を請求いたします。 この場合、1円未満の端数は切り捨てとします。 (当該月実利用日数÷当該月実日数×各費用の月額) ・介護サービス費については、退所日まで請求いたします。なお、入院中の退去は、「入院時の取扱い」を準用します。

(2) お支払方法

- ・お支払方法は、「口座引き落とし」「窓口払い」のいずれかです。
- ・指定金融機関は「みずほ銀行」「ゆうちょ銀行」です。他行の取扱いはありません。
- ・口座引き落としの場合、当該月分の請求書を翌月15日頃に郵送いたします。事前にご指定いただいた金融機関の口座より、ゆうちょ銀行、みずほ銀行は26日に引き落とします。なお、引き落とし日が土日祝日の場合は、次の平日（営業日）となります。
- ・窓口払いの場合、前項同様に当該月分の請求書を翌月15日頃に郵送いたしますので、月末までにお支払ください。なお、お支払いの受付は1階総合事務所とし、日曜日、祝祭日を除く毎日9:00より17:00までです。

(3) 利用料を滞納した場合の取扱い

利用料請求に対し応じず3か月滞納し、かつ、支払う意思が明確に示されない場合、退去勧告を行いその月末をもって退去を願います。なお、支払う意志を明確にし、かつ月末までに滞納分全額をお支払いいただいた場合には退去勧告を取り下げます。

滞納した場合、支払誓約書の記載をしていただき、連帯保証人を立てて頂きます。期日までに支払いが完済されない場合は、連帯保証人が責任を負うこととさせて頂きます。

(4) 退居時精算

退居に際し、居室内の汚れや破損個所については原状に回復することを目的にルームクリーニングやクロスの張替を行い、そのかかる費用をご負担いただきます。費用は別途業者が定める額といたします。

なお、入居時点において既にある汚れや破損個所については退去時の負担を求めません。

12. 衛生管理について

設備の衛生管理に努めるとともに、次の衛生上必要な措置を講じます。

- (1) 施設における感染症や食中毒の予防及び蔓延防止の為の委員会を設置し、指針を整備します。
- (2) 施設の全職員に対して感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のための研修を定期的に実施します。
- (3) 在室時、定期及び不定期に居室へ訪問し、居室の清掃状況や冷蔵庫の衛生状態などを入居者とともに確認することで衛生管理に努めます。

13. 協力医療機関

- (1) 医療処置を必要とする場合は、入居者の希望により下記の医療機関においても診療や入院治療を受けることができます。

医療機関名	社会福祉法人暁会 あかね記念クリニック
電話番号	03-5875-3208
所在地	東京都江東区大島七丁目38番15号 『メディカルケアタウン東大島』北館1階（館内併設）
診療科	内科 リハビリテーション科

医療機関名	医療法人社団順江会 江東病院
電話番号	03-3685-2166
所在地	東京都江東区大島六丁目8番5号
診療科	内科 脳神経内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎・高血圧内科 糖尿病内科 膜原病・リウマチ内科 血液浄化センター 睡眠時無呼吸センター 小児科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 婦人科 皮膚科 美容皮膚科 外科 脳神経外科 整形外科 麻酔科 外来化学療法室 メンタルクリニック 放射線科

	リハビリテーションセンター 健診センター
病床数	286床（一般256床、回復期リハビリテーション30床）

医療機関名	独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京城東病院
電話番号	03-3685-1431
所在地	東京都江東区亀戸九丁目13番1号
診療科	内科 循環器内科 呼吸器内科 消化器内科 外科 消化器外科 肛門外科 整形外科 放射線科 リハビリテーション科
病床数	130床（実働病床：124床、1泊ドック室：6床）

医療機関名	医療法人社団コンパス コンパス内科歯科クリニック赤羽
電話番号	0120-591-173
所在地	東京都北区赤羽南一丁目19番10号 プリミエール藤田1階
診療科	歯科（往診対応）

14. 第三者評価の実施状況

当施設は、福祉サービス第三者評価事業を実施しています。

直近の評価実施年月日 令和6年12月16日

評価機関の名称 株式会社 Calmdays

評価結果の開示 (公財) 東京都福祉保健財団ホームページより、
「とうきょう福祉ナビゲーション」にて公表。

15. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故等があった場合には速やかに適切な対応を取り、事故の再発防止に資するため次に挙げる必要な措置を講じます。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備します。

(3) 職員に対し事故発生のための研修会を定期的に実施します。

16. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について入居者に故意または過失が認められる場合には生じた損害を賠償しない、もしくは当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、本施設は損害賠償保険に加入しております。

(保険会社)	あいおいニッセイ同和損保	東京海上日動株式会社
(保険名)	火災地震保険	事業活動包括保険

17. 看取り介護について

当施設では、入居中に容態が悪くなり医師が回復の見込みがないと判断した入居者に対し、入居者や身元引受人等のご希望に応じて当施設にて看取りを行なっております。入居時に、看取り介護についてのお考えを確認させて頂くとともに、状態に合わせ適時確認させて頂きます。

また、看取り介護の実施については、介護保険制度の規定に則り入居者や身元引受人等の意思を尊重し、医師や看護師、生活相談員その他専門職が連携して支援を行います。

なお、この支援内容は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿ったものとなります。

18. ご家族等の協力体制について（緊急時を除く）

以下の点についてご留意ください。

- (1) 病気やケガ等が発生した場合、身元引受人や事前にお知らせいただいた連絡先に対し昼夜問わず連絡をさせて頂く事もあります。ご了承下さい。
- (2) 事前にお知らせいただいた連絡先に変更が生じた場合には速やかにお知らせください。
- (3) 緊急時を除く定期的な医療機関への受診はご家族等の付き添いによる通院をお願いします。なお、協力医療機関への受診については、原則、施設職員または家族の付き添いにて対応お願いいたします。

19. 苦情等受付について

当施設における苦情やご相談等は以下の苦情等受付担当者が承ります。

また、ご意見箱での受付も致しております。

苦情解決担当者が責任をもって調査、改善に取り組みます。

（電話番号） 03-5875-5386

（FAX番号） 03-5875-5202

（苦情解決委員責任者） 施設長 長尾 朋絵

（苦情等受付窓口担当） 生活相談員

（受付時間） 毎週 月曜日～金曜日 9：30～16：30

※ 事前にご連絡いただいた場合は上記以外でも相談に応じます。

また、下記の行政機関においても苦情等受付けております。

市区町村の相談窓口
○ 江東区役所福祉部介護保険課介護サービス利用相談 (所在地) 江東区東陽四丁目 11-28 江東区役所 窓口: 03-03 (電話番号) 03-3647-9099
○ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課介護相談窓口担当 (所在地) 東京都千代田区飯田橋三丁目 5-1 東京区政会館 11階 (電話番号) 03-6238-0177

20 施設の利用にあたり留意いただく事項

施設のご利用にあたり、ご留意いただく事項は下記のとおりです。

居室の使用について	<ul style="list-style-type: none">・設備は、本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。・退居時には、特定施設入居契約書に基づき、原状に復するか相当の代価を支払っていただく場合があります。・居室内のスペースに限りがありますが、介護に支障のない範囲であれば、ご自宅で使用されていた家具や家電等の持ち込みは構いません。その際は、生活相談員にご相談ください。
居室の移動、変更	<ul style="list-style-type: none">・入居者より居室変更の申し出があった場合は、空き状況等により可否を決定いたします。また、入居者の心身状況等により居室変更をお願いする場合があります。その際、入居者および身元引受人等と協議のうえ決定するものとします。
来訪・面会時間	<ul style="list-style-type: none">・面会は、1週間に2回を原則として居室面会とさせていただきます。・電話での予約制、実施曜日は月～土曜日（祝日除く）、実施時間は下記となります。 10:00～、14:00～、14:30～、15:00～ ⇒開始時間から1時間。 10:30～、15:30～ ⇒開始時間から30分間。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none">・外出については、原則月4回、4時間までとさせていただいております。・外出等をする際は、『外出・外泊簿』を、必ずご記入ください。

外部電話の取次ぎ 携帯電話の利用	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの電話の取次ぎは、建物の構造上できません。必要のある方は個人で固定電話の設置又は携帯電話をご用意ください。 携帯電話の使用は他者の迷惑になるため居室内のみとさせていただきます。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙につきましては、ご遠慮いただいております。 飲酒につきましては、節度のある量であり且つ医師より許可されている方であれば可能です。飲酒により暴れる・他者に迷惑がかかる行為等があった場合は、退居扱いとさせていただきます。
迷惑行為 禁止行為等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音など、他者に迷惑となる行為は厳禁とします。 他の入居者の居室への立入りを禁止します。 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用など他者に迷惑をかけないでください。 施設内及び館内では他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害することを禁じます。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> 居室内外で動物を飼育または餌付けすることは禁止です。
ハラスメント行為等	<ul style="list-style-type: none"> 入居者及びご家族から、当施設職員へのハラスメント行為は固くお断りします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 入居者自身の貴金属や現金等、貴重品の持ち込みは可能な限りご遠慮ください。入居後、万が一施設内で紛失や盗難等のトラブルが発生した場合でも当苑では一切の責任を負いかねます。

2 1 非常災害時の対策

非常災害等に備え、下記の通り取り組みを行っております。

非常時の対応 災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「メディカルケアタウン東大島消防計画（防火管理規程）」に則り対応を行います。 																							
近隣との協力関係	<ul style="list-style-type: none"> 東京消防庁城東消防署と密に連絡をとり、非常時に対応できるようにしています。 																							
平常時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 昼夜の火災発生を想定した避難訓練を年3回以上、入居者の方も参加して実施いたします。 災害発生を想定した避難訓練を年1回以上、実施いたします。 																							
防火設備	<table> <tr> <td>避難階段</td> <td>避難口</td> <td>防火扉</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓</td> <td>屋外消火栓</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>排煙設備</td> <td>スプリンクラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>非常通報設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常電源設備</td> <td>非常警報設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難階段</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カーテン、布団等</td> <td>は防火性能のあるものを使用。</td> <td></td> </tr> </table>			避難階段	避難口	防火扉	屋内消火栓	屋外消火栓	消火器	排煙設備	スプリンクラー		自動火災報知設備	非常通報設備		非常電源設備	非常警報設備		避難階段	誘導灯及び誘導標識		カーテン、布団等	は防火性能のあるものを使用。	
避難階段	避難口	防火扉																						
屋内消火栓	屋外消火栓	消火器																						
排煙設備	スプリンクラー																							
自動火災報知設備	非常通報設備																							
非常電源設備	非常警報設備																							
避難階段	誘導灯及び誘導標識																							
カーテン、布団等	は防火性能のあるものを使用。																							
消防計画等	<p>城東消防署への届出日 令和5年 9月 13日 理事長により防火管理者を選任</p>																							

2 2 退居時の支援等

退居にあたっては、入居者および身元引受人に対し必要な情報提供を行うとともに、必要な保健、医療、福祉関係との連携を行います。

2 3 介護認定の結果、要支援となった場合の契約終了時の取扱い

介護認定の結果、要支援となった場合には、速やかに退居をお願いします。ただし、転居先の確保ができるまでは、契約を延長しますが、負担していただく料金はすべて実費請求となりますのでご了承ください。

2 4 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人暁会が策定した個人情報管理規程に基づき、所有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する施設としての社会的責任を果たします。

また、当施設では、入居者の生活状況や身体状況、病状のほか、身元引受人等の連絡先などの個人情報を、医療機関・介護保険施設・居宅介護支援事業所・地方自治体などの行政機関に対し、目的に応じて情報提供させていただくことがあります。その際、内容を吟味し必要な情報のみを提供することとしており、その取り扱いには細心の注意を図ります。なお、入居者の急変や災害など急を要する事態が生じた場合には、関係各所へ直ちに情報を提供させて頂く場合がありますことをあらかじめお知らせいたします。

また、介護サービス事業者やその他団体より個人情報の提供の求めがあった場合は、事前に身元引受人等へお知らせし、同意のもと提供致します。

以上

私は、本書面に基づいて施設職員（ ）から説明を受けたことを確認するとともに重要事項について同意の上、本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

（入居者）

【住所】

【氏名】

印

（署名代行者）

【住所】

【氏名】

印

（身元引受人兼身元保証人）

【住所】

【氏名】

印

【続柄】

（家族）

【住所】

【氏名】

印

【続柄】

(別表)

介護専用型ケアハウスあかね記念 入居者徴収額表

月額利用料金

① 居住に要する費用	50, 000円／月（全室共通）
② 生活費	46, 090円／月（全室共通）
③ 水道光熱費	実費 (目安として10, 000円／月 程度)
④ サービスの提供に 要する費用	東京都が定める金額による（表1参照）
⑤ 介護サービス費	介護保険法に定める金額による（表2参照）

（表1）サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用
1	1,500,000円 以下	10, 000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13, 000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16, 000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19, 000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22, 000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25, 000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30, 000円
8	2,100,001円 以上	33, 800円

- （注）
- 1 「対象収入による階層区分」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費、介護サービスの利用者負担分などの必要経費を控除した後の収入を指します。
 - 2 合計徴収額のほかに、冬季暖房等費用として、11月から翌3月まで「冬季加算」2, 130円／月を加算します。
 - 3 欠食時の控除の取扱いおよび月途中の入退居における徴収額の取扱いについては、別途「入居契約書」「重要事項説明書」をご確認ください。
 - 4 水道光熱費（目安）は、月々の使用量により増減します。

(表2) 介護サービス費

1 基本単位数

要介護度	単位数
要介護度 1	542 単位
要介護度 2	609 単位
要介護度 3	679 単位
要介護度 4	744 単位
要介護度 5	813 単位

2 加算の内容

介護専用型ケアハウスあかね記念において取得している加算の有無

加算種類	加算内容
夜間看護体制加算Ⅱ	・看護職員により 24 時間連絡体制を確保し、健康上の管理を行う体制を確保しています。 【9 単位／日】
協力医療機関連携加算	・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録 ・当該利用者の同意を得て、協力医機関又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に 1 回以上情報を提供しています。 【 100 単位／月】
介護職員等処遇改善加算 I	・介護職員の賃金など処遇改善を目的として、制度上定める額のご負担をいただきます。 【一月に掛かる単位数 × 12.8 %】
サービス提供体制強化加算 (I)	・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 / 70 以上であること。 【22 単位／日】
退院・退所時連携加算	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した場合に加算（30 日を超える入院後に再び入居した場合も同様） 【入居日から 30 日間 30 単位/日】
生活機能向上連携加算 (II)	・訪問、通リハ等の PT・OT・ST、医師が特定施設を訪問し機能訓練指導員と共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成。当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合に加算 【200 単位/月】
口腔・栄養スクリーニング加算	・入所者ごとの口腔状態・栄養状態を計画作成担当者に情報提供した場合に算定。 ※6 ヶ月に 1 回を限度 【20 単位/回】

看取り介護 加算（I）	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が回復の見込がないと判断したご利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、ご利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合に算定する加算 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。 ・看取りに関する協議等の場の参加者として生活相談員を明記すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡日 1,280 単位/日 ・死亡日前々日・前日 680 単位/日 ・死亡日 30 日前～4 日前 144 単位/日 ・死亡日 45 日前～31 日前 72 単位/日
地域加算	厚生労働大臣が別に定める 1 単位の単価： 10.90 円